

昭和二十五年十二月一日提出  
質問第一三八号

地方税の條例に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年十二月一日

提出者 風早八十二

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

## 地方税の條例に関する質問主意書

地方財政委員会、地方自治体では、道府県、市町村に対して税條例の見本、いわゆるモデル條例を製作して配付している。

事務当局及び地方議会では、これが不動のものかと思ひ込み、あるいは思いこませ、地方税法の範囲内において、減免範囲、累進課税等、自由な條例が作れるにもかかわらず、事実上モデル條例通り地方議会を通過させている。東京都荒川区議会のごときは、充分な審議も討論も行わず、三分間で條例を可決している。

これは明らかに地方自治の精神をじゆうりんするものであると思うが、政府はこのモデル條例を配付するについていかなる注意を地方自治体に與えたか。

その關係文書があれば発表してもらいたい。

若し、何らの注意を與えていなければ今後どうするつもりか。

右質問する。